

2016年11月1日

社会福祉士会会員 各位  
(未加入)社会福祉士 各位

公益社団法人 北海道社会福祉士会 道北地区支部 副支部長  
上川北部ブロック代表 幹事 川田 哲也

上川北部ブロック 研修  
「社会福祉専門職が支える『権利擁護』をあらためて考える」 開催(案内)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。会員の皆様におかれましては、本会の運営等に何かとご協力いただき深く感謝申し上げます。

さて、上川北部ブロック研修を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

日 時 2016年12月10日(土) 15:00～

日 程 15:00～ 受付  
15:30～ 社会福祉士専門職が支える「権利擁護」をあらためて考える  
・専門職数名の活動報告  
・グループワーク  
17:00 研修終了  
17:30～ 情報交流会

場 所 名寄市 森の休暇村(名寄市字日進 TEL:01654-3-9555)

参加費 研修 200円(学生は無料)  
情報交流会 4,000円(場所は同じです)  
宿泊 2,000円(場所は同じです)

申込み 12月2日(金)までに、申込書へ記入しFAXかMAILで申し込みください。

以上

北海道社会福祉士会道北地区支部 上川北部ブロック  
担当:渡邊 (相談支援センターほっと(土別))  
TEL:0165-22-4860  
FAX:0165-22-0861  
E-MAIL:watanabe@swsf.jp

# 社会福祉専門職が支える「権利擁護」を あらためて考える



## 開催趣旨

成年後見制度…法人後見…市民後見人…日常生活自立支援事業…、などなど、地域における権利擁護体制の整備は急務となっています。各地域においては、弁護士や司法書士などの法律の専門家との連携が進んでいます。

しかし、「権利擁護」＝法律の専門家との連携が進む一方、社会福祉専門職が、専門職として「権利擁護」と向き合う機会は少ない状況だと考えます。社会福祉士の行動規範、1-12-1には「社会福祉士は、利用者の権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。」と規定されている。私たち社会福祉専門職は、日々の生活支援の中での「権利」を意識しながら活動していくことが求められていると考えます。

今回の研修では、社会福祉専門職が日々の生活支援の中で感じている「権利擁護」をあらためて意識化し全体で共有することで、今後の支援の質向上を図ります。

日 時 2016年12月10日(土) 15:00～

日 程 15:00～ 受付

15:30～ 活動報告

社会福祉専門職数名が「現場における権利擁護」の活動報告

15:50～ グループワーク

それぞれの現場における権利擁護に関する活動について

17:00 研修終了

17:30～ 情報交流会

場 所 名寄市 森の休暇村(名寄市字日進 TEL:01654-3-9555)

対 象 社会福祉士に限らず、福祉現場で働いている職員、学生など興味のあるもの

参加費 研修 200円(学生は無料)

情報交流会 4,000円(場所は同じです)

宿泊 2,000円(場所は同じです)



申込み 12月2日(金)までに、申込書に記入し、FAXかMAILで申し込みください。

F A X等送信票 鑑不要 そのまま送信ください。

## 参加申込書

しめい： -----	性 別：
氏 名：	
所 属：	
電話番号： F A X： E-mail：	
懇親会・宿泊の有無については、必ずいずれかに○を付けてください。	
情報交換会	参加する ・ 参加しない
宿 泊	する ・ しない
備考	

12月2日（金）までに下記申し込み先まで、F A XかE-mailにて  
お申込下さい。

(公社)北海道社会福祉士会道北地区支部 上川北部ブロック幹事 渡邊 建司  
(社会福祉法人 しべつ福祉会 相談支援センターほっと)  
TEL：0165-22-4860 / FAX：0165-22-0861  
E-mail watanabe@swsf.jp